

令和6年4月からの水道料金と下水道使用料の消費税率10%は、現行の内税から外税表記になります。

【令和6年4月からの水道料金】 (税抜き)

用途	1月あたり		超過料金 ※基本水量を 超えた分で1 m <sup>3</sup> につき
	基本料金	基本水量 ※基本料金の範囲	
家事用	1,038円	5m <sup>3</sup> まで	252円
家事用以外	3,832円	15m <sup>3</sup> まで	272円
普通浴場用	7,847円	100m <sup>3</sup> まで	56円
その他の浴場用	11,770円	100m <sup>3</sup> まで	84円

※用途【臨時用】には、基本料金（基本水量）はありません。  
使用水量1m<sup>3</sup>毎に463円が加算されます。

【用途の分類】

◆家事用

→ 一般家庭において生活用水として使用するもの

◆家事用以外

→ 家事用、普通浴場用、その他の浴場用、臨時用以外に使用するもの

◆普通浴場用

→ 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき北海道知事が指定した統制額の1.5倍以下の入浴料金が定められた公衆浴場の営業の用に供するもの

◆その他の浴場用

→ 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令に基づき北海道知事が指定した統制額の1.5倍を超え、かつ、2倍以下の入浴料金が定められた公衆浴場の営業の用に供するもの

◆臨時用

→ 工事用その他臨時に使用するもの

※2ページ目には下水道使用料について記載しています。

【令和6年4月からの下水道使用料】

(税抜き)

用途	1月あたり		超過料金 ※基本水量を 超えた分で1 m <sup>3</sup> につき	適用
	基本料金	基本水量 ※基本料金の範囲		
水道の汚水	706円	5m <sup>3</sup> まで	143円	
井戸の汚水	706円	15m <sup>3</sup> まで	143円	家庭用については 3人まで5m <sup>3</sup> と し、1人増すごと に2m <sup>3</sup> を加算
普通浴場の汚水	3,561円	100m <sup>3</sup> まで	48円	
その他の浴場 の汚水	5,342円	100m <sup>3</sup> まで	72円	
その他の汚水	706円	5m <sup>3</sup> まで	143円	

【用途の分類】

◆水道の汚水

→ 水道使用による一般家庭からの汚水又は工場・事務所等からの汚水

◆井戸の汚水

→ 地下水使用による一般家庭からの汚水又は工場・事務所等からの汚水

◆普通浴場の汚水

→ 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令に基づき北海道知事が指定した統制額の1.5倍以下の入浴料金が定められた公衆浴場からの汚水

◆その他の浴場の汚水

→ 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令に基づき北海道知事が指定した統制額の1.5倍を超え、かつ、2倍以下の入浴料金が定められた公衆浴場からの汚水

◆その他の汚水

→ 工事用その他臨時的に使用する水道、地下水等からの一時的な汚水